

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第9回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 3 月 6 日（火曜日）		
開 会	午後 4 時 0 分	閉 会	午後 6 時 21 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事務局長 中村 英夫 事務局次長 田中 利明 調査係長 太田 潤一 議事係主任 金岡 正樹		
執 行 部	行財政改革課長 田中 洋介 行財政改革課長補佐 坂本 宏仁 財産管理課長 足立 博文 財産管理課主幹 福井 一郎 庁舎整備局長 亀屋 愛樹 庁舎整備局専門監 前田喜代和		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

◆**中西照典座長** これより鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会の第9回目を開催させていただきます。今日は、お手元にありますように、報告事項、それから協議事項に関しましては、1つは在日本大韓民国民団鳥取県本部からの要望についてと、それから関連情報のたたき台についてであります。その他としては、先回の代表者会で、次回の検討会についてお諮りしましたところ、3月9日の午後からということで皆さんの合意を得ているところであります。それではまず、報告事項からさせていただきます。2月の28日に申し入れ事項が議長にありました。それは市長へ申し入れた件について、その回答をという、検討会をするようにということであります。2月の24日の8時30分からの会派代表者会を受けて、同日15時に市長と副市長を議長室に呼びまして、市庁舎整備に関する執行部の広報、市庁舎整備局の作成した資料についてですが、議会のその思いというか、議会のそれぞれの思いの中で、議会上、疑義のところ物ごとを進めている、それから再三に亘っての注意をしたところにおいても、やはり今回のようなことが行われたということについて、かなりの段取りを要しました。これに対して市長は今回のことは誠に遺憾であり、今後このようなことがないように関係者に徹底するとの発言がありました。代表者会でも皆さんにお話ししたところでありますが、ご報告させていただきます。それでは、3の(1)の協議事項に入らせていただきます。

◆**角谷敏男議員** 議長、ちょっといいですか。

◆**中西照典座長** はい、どうぞ。

◆**角谷敏男議員** この今のその報告に関連してですけど、13人の議員で申し入れを2月28日にはしたわけです。それは2月の3日の代表者会、2月の22日の代表者会で、業務委託のことで、すね、今回の、そのことの取り扱いで議論をしたわけですが、今日のテーマとしては、議題としてはなるだろうと、しなきゃいかんと私は思うんですけど、その前に、この検討会の運営として、2月28日に申し入れをしたのは、全会一致を基本として会議を運営することということ、それから市長への申し入れをした案件については、その回答を、だからちゃんとこの検討会に報告してほしいと、それとやっぱり条例案の審議は、これから公開でやってほしいということでもあります。1、2、3についてそれぞれ、座長、議長の考えをちょっと確認をして、皆さんで確認をしておきたいなと、おくべきだと私は思うので、それをお願いしたい。

◆**中西照典座長** はい。すいません、先程申し入れは2の別紙でした。1の全会一致を基本とする会議を運営することという書き方は、今まで全会を一致としてやってきました。この趣旨は、私は尊重していこうと思います。努力していこうと思います。しかしながら、やはりこれが住民投票条例の策定についてというふうにすね、皆さんの中からそのことについてのさまざまな意見が出てくると思います。そのことについては、それぞれのその意見を尊重して進めて行こうと思いますが、私個人としては、この申し入れに沿って努力していきたいということでもあります。それから、3番の条例案の審議は公開を原則とする。これは、今後審議がなされることについては、すべて検討会の中でやっていくということは、私はそのように思っているところであります。よろしいでしょうか。

◆**角谷敏男議員** 座長。

◆**中西照典座長** はい、角谷委員。

◆**角谷敏男議員** そうすると、やってきたということのわけですが、今回の対案を決める中では、清和と私どもと意見が分かれて、いわゆる議長裁定みたいな恰好できてるわけですね。今の議長の説明からいうと、趣旨はその調子でいくということなんですけど、皆さんの意見の中からはいろいろな意見が出れば、その意見を尊重するという、意味としては全会一致を取らない場合もあるということなのかなと。というのは、今日、本会議で議論をしましたけど、議会の中でいろいろな意見が分かれているわけで、なかなか市長と足並みが揃わないところがもういっぱい出てきているわけですね。私はこの会の運営をきちっとそこをしないと、本当に住民投票が公正公平に行われるのかなという大変な危惧を持っています、そういう思いから、去年の秋以降、議論はしていますけど、やはりもう一遍立ち返って、その住民投票の意味を議会の中で共通認識した上で、やっていかんといけんじゃないかなと思います。

市長との合意については、そこを前提にしない限り、本当にこれは住民投票なんてできんなというふうに思いますので、ぜひ、最大限、本当に誠心誠意ですね、議長としても、それは時間を急ぐということはあるかもしれませんが、でも、これじゃあ、なかなか見通せないから運営がよくないから、いろんな問題が起きてるわけですから、我々の進め方としても、この際にそういう立場に立って進めてほしいということです。お願いします、ぜひ、じゃないと、

◆**上田孝春議員** その辺、ちょっと確認してみましようか。

◆**中西照典座長** いや、だから、私が先程申し上げたとおりであります。だから、私としては全会一致を旨にしてきましたけども、今後これから議論がさまざま出てきます。その中で、皆さんの中で、それぞれの思いの中で、こういう方向がいいよという方向性が出てくれば、私はそれを尊重するということでもあります。そういう意味です。あくまでも、これは検討会で、皆さんの意見で、合意というのは皆さんの中でこういう方向で行きなさいという方向性が出れば、私はそれを尊重していきますということですから、自ら進んで、いきなりどうだというようなことは、私は取りませんよということです。そういう意味です。はい。

◆**角谷敏男議員** じゃあ、議長は、こういう提案をしたいということになれば、それを議題として議論をするという意味ですね。

◆**中西照典座長** あくまでそうです。やはり途中でそれぞれのかたの意見を切って止めてということは、私はやはり皆さんで意見を交換していただいた中で、やはりそれは私が判断しなければならないときはさせていただくということでもあります。

◆**上田孝春議員** だから、すいません。

◆**中西照典座長** はい。

◆**上田孝春議員** これから条例の対案としてきちっとまとめるためには、それはいろいろな意見は違ってくるし、そこでどうやって意見の一致を見ていくかということが大事だと思う。そういう意味で、最後にはやっぱり全会一致でという形に持っていけないといけんわけだから。議論はそれはありますよ。だけど、やはり議会として出していくと、全会一致で1つのこの問題やっていくと、そうしないと課題解決につながらんという1つ大きな問題があって、やはりそういう意味で全会一致を基本として、やはりこの検討会を進めていこうというように、お互いが確認しているわけですね、お互いに、それで今まで議論してきたわけだから。だから、検

討会の中で意見が違って議論をすればいいですから、それはそれですればいいことだ。ですけども、最終的にはやっぱり全員一致が見られるような采配をやっぱり議長が取らないかん。

◆**中西照典座長** 私は何回も言いますけども、これは議論をされた中で、1つの方向性が出るでしょう。あるいはそれについてそれぞれの意見が出るでしょう。その中で、方向性においてこうした方がいいよという、出ればそれは尊重します。あくまでも自分から進んでここでもう打ち切ってやるんじゃない、やっぱりある程度のところで皆さんがもう方向性はこうだよということになれば、そこで私は判断させていただくということになります。

◆**上田孝春議員** それは判断をするのはいいけど、1例を申し上げると、大変座長に申し訳ないけど、今までこの検証する際の例ですよ、随意契約をするときに検討会で議論してきた、そうした中でやはりその1つは随意契約、県の建築士設計事務所協会に委託するというかたちでこれは確認したわけです。それで、西部の業者にというかたち、そののそういったこと、それから、20億のやはり今回出したヒアリングを受けるという話ができとったのに、それが随意契約を結ぶ際に、やはり相手がたからこういうように話をしたけれども、やはり相手がたがそれを聞き入れてくれなかったと、受託者の方。そういったときに、日にちもないし、工期的な問題もあるからというかたちで、そこでヒアリングを受けないというかたちでことは進んだでしょう。そこで、座長は判断したでしょう。そういったことがあったから、あえてここで確認しているのは、やはり全会一致のやはり中できちっと会を進めて、2の方向で全会一致の方向で議論をまとめていくというかたちに、座長立ってもらわないと困るで、私は。

◆**中西照典座長** 私はこの間の全員協議会でも申しました。この中でさまざまな意見が出ました。上田さんはそう言われましたけど、そう思っておられん議員もいらっしゃったわけです、議員も。それで、私はあくまでも上田さん、何か私が途中で論を変えたように言われますけど、僕はあくまでも協会が判断してくれるんだということで締めましたよ。そのことで、皆さんがそれでいこうということの判断があったわけです。けども、上田さんが申されたことは当然先方をお願いしたり、そういうことを、これは議会事務局から向こうをお願いしているわけです。というのは、もう一度言いますと、県の事務所協会にお願いする立場はもう第3者機関としてあそこしかなかった、あの時点で。だからやっぱりあの時点をお願いする立場だったんですよ、我々は。ですから、あくまでも協会が判断してくれるんだということで、私は締めました。それは間違いないです。上田さんはそう言われますけど、あとから皆さんと代表者会でお話した中でも、やはり事務所協会の判断だというふうに思われた議員、代表者はかなりいらっしゃいましたから。私は別に上田さんのそのあれを議長として市民にそのことを曲げたとは一つも思っていないです。

やはりこの検討会の中で1つの方向性の中で、僕は事務所協会に委託をしたんだと僕は思っておりますから。ですから、何か私が皆さんの意向と反したようなかたちで物事を進めているということはちょっと心外です。僕はやはりその方向で、僕は絶えず皆さんの意見を聞きながらやっているというところにきているというつもりであります。

◆**高見則夫議員** 座長、本論に入ろうや。

◆**角谷敏男議員** 本論は後でいい、大事なことだ。

◆中西照典座長 上杉議員、上杉議員。

◆上杉栄一議員 今、上田会長と座長との議論があるんだけど、さっき初めに上田会長の方から、要するに議長として最終的な判断をとという話が出たら、それより初めに全会一致を旨とするという話があるわけだから、そのあたりは座長というよりは、各会派の代表が、それが今それこそ検討委員会の委員になっているわけだ。そのあたりの確認をしてから入らんと、それこそいきなり、それこそ座長のその権限とか、そういったもんからすると、非常に誤解を招くような格好になっちゃうわけですね、その方が。

◆上田孝春議員 いや。それをまず確認をしてから入るならいいけど、座長が意見を聞いただけで、最後には私なりにという話が出るから、そのことを言わざるを得んだが。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。まず、各会長が全会一致を旨とするということで今後進めようということでありました。その点について、今、座長にも言われたわけですけど、ここで確認いたします。まず、上杉議員から。

◆上杉栄一議員 この検討会、去年立ち上げて、実際には本来はもうこれは2月に、もうそれこそ住民投票が当初はもう済んでいるか、今、向かっているような状況だったんですけども、これが延びて、延びたかたちで今現在に至っておると。それで、これはいろんなタイムリミット、合併特例債の問題もちろんあるわけであって、これが、今、この2月の定例会の最終日が21日、それまでに方向性を出さないと、この庁舎の問題そのものが財政的な問題がちょっとまた元の議論になってくるし、歯止めできるかどうか分からない状況になってくる。それから、住民投票をするという市民の方に約束をしているわけだから、これはしないわけにはいかないわけです。それで、これは議論があるところだけど、第2号議案が前回この予算なり計画が上がってきたわけですから、これを精査をしていく、精査をしていくというか、この検討会の中で議論をしていく。その中で全会一致を旨とするということでもありますので、いろんなそれこそ議員がそれぞれ議論する中で、どこでどういうかたちでいくのかということ、この検討会の中で出していったって、最終的には各会派の合意の下で、この特に第2号のたたき台について議論していく中で、その方向性を出していくということになれば、なかなか難しいし、それはそれぞれの会派、議会派によって対立があるわけだから、それなりに思いはあるけれども、でも、それをそれぞれが突っ走って行っても、これは結論は出ないわけです。そのあたりの、言ってみれば打開策というか、妥協案というか、そのあたりをこれからわずかな期間になるかもしれないけれども、これを検討していったって、最終的には全会一致というかたちで対案を出していくというふうに私は思います。

◆中西照典座長 高見委員。

◆高見則夫議員 今日、もう既に9回、8回になっているわけだけど、今のような議論の繰り返しも何回かあったわけですけども、いわゆるさっきあったように合意をしようと、合意でいこうということについて、皆がやっぱりお互いに確認して今回に至っております。そのために何回も持ち帰りをして、また持って出て、皆で協議しながら現在まで来ておるわけです。それで、これについては公平公正のために、この対案についてはお互い認めて、議会の1つの案として出そうではないかと、については公平公正があるから精査してもらおうと言うんで、第3者

機関に出したというここまではお互いに合意したんじゃないんですか。だから、私はここまではいいと思いますよ。だから、これからどうするかという案の中で、そうだろうということなことがあったから議論をする前に中身を入れようといったのはそのことであって、やっぱりそういうことを考えていかんと、今まで、現在まで、皆合意してきたんじゃないんですか、と私はそう思っていますよ。だから、この考え方で議論を進めていくべき、このように思っています。

◆中西照典座長 はい、上田委員。

◆上田孝春議員 全会一致でいくということでしょう。

◆高見則夫議員 今の、現在のままで。

◆上田孝春議員 だから、今までもそれで来たんだから、当然それ、今後もそういったかたちで全会一致するかたちでいくということでしょう。

◆高見則夫議員 全会一致になる方向で議論しなければいけない。

◆上田孝春議員 でも、全会一致でなかったらこの対案は出せないんだから、やっぱりそこに持っていくという努力はお互いにしないといけんでしょう。当然、私も全会一致で臨まなければだめだというふうに思っていますよ。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。元々最初から、この検討委員会立ち上げが全会一致を基にしてやってこうと、ずっと進んできたわけです。それを再度確認と、最後の詰めの段階ですね。詰めの段階でもう一度確認ということでもありますので、当然これは全会一致を基にしてやるんだと。ただ、合併特例債の期限の問題、それと市民との約束が、2月が延びたわけですから、また延びるというようなことは決してそれはあってはならないだろうとこのように思っていますので、全会一致はあくまでこれからも思っています。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 言い方を変えると議長にも上杉さんにも確認なんだけど、いわゆる多数決を採らないということなんで、全会一致だということをきちっと議長の話を、説明を聞いていくと、議長が最終的に判断するみたいに受け止められるもんだから、上田議員がそう受け止めているのかなと思うんだけど、全会一致と言っても本当にそうなんかいなというか、旨とするという言葉に捉われているんじゃないか、具体的に言うと、逆を言うと多数決ではまとめないんだと、議論を尽くすんだということなんですか。

◆上杉栄一議員 いいか、ちょっと。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 そもそもからすれば、各会派の代表5人で、5人で構成するこの検討委員会、それに議長、副議長、座長、副座長というかたちで7人にしたわけだけでも、元々これは全会一致を旨とする話になって、私がさっき申し上げたように、この住民投票条例は市民との約束がある、これを先程田村議員が言ったように延ばすわけにはいかん。かと言って、日にちがもうないわけですから、さっき上田議員も言われたけれども、それぞれがそれこそ、ある程度妥協するところは妥協しながらその着地点を見合わせないといかんというふうに私は思います。

これは、できるかできないかはここの検討会の中での議論だというふうに思っておりますけども、もう全会一致ですから、これはこちらの方がきても、それこそ反対派、推進派等の議会の対立の中で、要するに両方がそれぞれの議論をする中でここでいこうという着地点を、この短い間に、あまり議論がそんなにたくさん日にちがないわけでありまして。その中で見出していかないとはいけん、その努力は最大限しないといけんと思います。

◆角谷敏男議員　そういうことで、座長が、

◆中西照典座長　角谷議員、はい。

◆角谷敏男議員　はい。議長がその多数決を採らない、上杉議員の言っておられることは分かるんだけど、財政問題と絡めた発言をすると、いろいろ疑心暗鬼も出てくるわけですが。疑心暗鬼というのはあるんじゃないかなと、多数決で採ることが。ここまで来ていていろんな条件言って、もう条件がこうだから、もうここで打ち切って約束だけ果たそうと、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうふうな、

◆上杉栄一議員　私個人的には、この問題、昨日中島議員が議場で発言、奇しくも発言したように、これが仮に物別れに分かれて多数決を採って、結果として住民投票をした。結果、どちらになるかは別として、A案になった場合には、要するにまったく言うか、位置条例からすればそこで議決からすれば、今のはそれこそ議会の中のあれは変わらんということになりますので、何の解決にもならんということになりますからね、とにかくもう最大限この全会一致を旨とするかたちの中で方向性出していくと、それしか、今のところはそれしか言うことはないと思います。

◆下村佳弘議員　はい。検討会で精査をしながら決めないといけないというのは当然な話で、そうした場合、一会派でも異論があったら住民投票はできないということになりますよね。誰か1人でも1つでも意にそぐわないような結論に達した場合は、住民投票ができないというふうになる。それを当然、解決するために話し合いはしなければならないんですけども、そういうことを考えると期日も期日ということもあるんですけども、当然最大限、座長、努力するという方向でいくべきなんじゃないかなというふうに、多数決を絶対に採らないというのはあるとは思うんですけども、でも、会全体の意向というものを判断する場合もあってもいいんじゃないかと。するという意味じゃないですよ。そういうふうに思いますけどね。

◆上田孝春議員　だけど、それだったら、

◆中西照典座長　はい、上田委員。

◆上田孝春議員　それだったら、それを努力はせないけんし、今からそんな話していると、今からそんな話をしていると、さっき上杉さんが言ったように、それをして、それをやって本当に本来の課題解決ができるか、それだけの覚悟でやられるかどうかということ。

◆下村佳弘議員　皆さんがそういう考え方で、

◆中西照典座長　はい。

◆下村佳弘議員　はい。皆さんがそういう覚悟でやっぱりこの検討会は向かわれないといけんと思いますね。

◆高見則夫議員　はい。

◆中西照典座長 はい、じゃあ、高見議員。

◆高見則夫議員 数条にわたった条例をずっと検討しながら現在まで来ておるわけ、皆の合意のもとに。あと対案の問題で、この問題についてどうしようというので、じゃあ、今のいわゆる議会の中の決めとして精査してもらおうということで、ここまで来ているわけですよ。だから、ここまで来ているわけだ。だから、今回これについてどうしようかという部分になると、これは議論が分かれるわけです。だから、さっき言ったように、こういう内容についてもうちょっと聞きながら、話を聞きながら、それで、今からじゃあ合意とか、合意でないとかということになると、おかしいじゃないですか。もうちょっと考えて、この内容を聞きながら、これでどうしようという判断に持っていけないといけないじゃないですか。もう最初から、もう否定論の話ではおかしいと思うよ。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 誰も否定論はしてないですよ。してないけれども、これから先、きちっとどういった考え方で議論、検討会を進めることになるかということ、最初に確認しているわけだから。

◆上杉栄一議員 議長。

◆中西照典座長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一議員 副座長の言われたことも分からんでもない。分からんでもないけれども、あくまでも検討会というのは各会派の代表者が集まって、そこで今まで議論がされたわけでありますから、私どもの会派によっても、それは他の会派にしても賛成反対それぞれあるわけだ。だから、全会一致で36人が全会一致でということになると、なかなかそれは大変なことだと思うけれども、私は会派を代表して出ておるし、上田議員は結を代表して出ておられるわけですから、それはやはりなぜそこを代表にしたかということになれば、その会派の要するに意見を集約したかたちでここに出ておるということになります。ですから、ここの検討会の中で、今、例えば全会一致でいこうといったということになれば、それはそれぞれの会派、そりゃ不承不承はあろうと思うけれど、それはやはりそれぞれの会派の議員にしっかり説明をして納得してもらって、それでいこうということのそれぞれの努力なり、それはやっぱり会長なり団長の責任で、それは進むべきだと。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 当然、それは上杉さんが言われるように、私は会派結を代表して出ておるからね、いろいろあったとしても、それはまとめますよ。だけど、この5会派の代表がそれだけの気持ちでこの検討会をこれから突き進めていくかということですよ。その確認を今、しているわけですよ。確認ができれば進めばいい、うん。

◆中西照典座長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一議員 私はさっき言ったとおりでありまして、

◆上田孝春議員 そうです。

◆上杉栄一議員 やはり、だからこそ、なんでその検討会の構成が会派の代表だったということをもういっぺんよく考えていただければ、人数が多ければいいという話じゃなかった。だから

やはり、それぞれの会派を代表する会長なり団長が検討会をして、その責任というものは団長なり会長がしっかり責任を持って、それぞれの会派に説明をして、賛成反対はもちろんある、あるけれども方向性を出していこうということでこの検討会ができたわけですから、私はそう思います。

◆角谷敏男議員　じゃあ、いいですか、言っても。

◆中西照典座長　はい、どうぞ。

◆角谷敏男議員　多数決は採らないという方向で、全会一致目指してやると、議論は。

◆高見則夫議員　はい、ちょっと待って。

◆中西照典座長　はい、高見議員。

◆高見則夫議員　多数決というのはどういう結びつき、多数決とは皆が全会一致もそうなんだけど、皆がやっぱり合意するというのが一番大事でしょう。それで、合意をできんというふうになると、さっきあったように期日の問題がある、いろんな問題をやっぱり市民の皆さんがたはそれをそれぞれ提供しなきゃいけない、我々が情報を早く提供していかなきゃいけない。それをいつまでも同じことの繰り返しではだめなんです。だから、そこでやっぱり判断をするためには、やっぱりこれ、全会一致が旨とするわけだけでも、できない場合にはやっぱりある程度の方考え方をもう1回、ここで考えるべきじゃないですか。

◆中西照典座長　はい、じゃあ、上杉委員。

◆上杉栄一議員　できん理由探すより、できるそれこそ努力をしようということの判断をしないとけんわけで。

◆高見則夫議員　そりゃそうなんだけど。

◆中西照典座長　するかせんかということよりも、とにかく今、住民投票条例を成立させて、5月に市民の審判を仰ぐ、その中でやはりそれぞれの皆さんの思いもあるし、なかなか難しい妥協点がどうなるかというのは分からないけれども、今からどうのこうのより、とにかく今皆さんが言われたように各会派は尽くすと、皆さんが合意できるように尽くしていくと。そのことについては私も一生懸命その方向でさせていただきます。そういうことでよろしいですか。はい、田村議員。

◆田村繁巳議員　やはりこの2月議会でこの条例案を出すということの確認は、やっぱり各会派がしていただかないといけんし、私自身もそのように日程説明もしてきたし、そこだけは確認しといてもらえますか。

◆中西照典座長　じゃあ、この点について上杉議員からお願いします。

◆上杉栄一議員　2月で出さんことには、それこそ言ってみれば市民との約束を反故にするような話になってくるわけで、これはやっぱり出す。

◆中西照典座長　はい、高見議員。

◆高見則夫議員　はい。私もそう思います。2月には当然出して、やっぱり皆さんがたにそれぞれ審判を仰ぐように合意しないといけないと思います。

◆中西照典座長　上田議員。

◆上田孝春議員　はい。私は検討委員会の議論、議論を尽くさないだめだと思っています。そ

こで合意ができて2月で出すのならいいけれども、合意がつかんのに2月の期日ばかり、日にちのことばかり言ってあれする、今はそれに向かって議論を尽くすんですよ、尽くさなだめですよ。それが先決です。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい。また期限の話が、なんで出るのかなと思うんだけど、僕は否定はしないけど、それはあり得る、若干数日間、会期延長があり得るとするのはこの議論のもとではあり得ると思うんだが。例えば、そういうような、ちょっと混乱するようなことが出てくるんだが、またそういう。今、一応合意できる、座長が言ったから、合意できるように尽くすと言ったから、それはそれで終わるだろうと思ったら、いや、この2月成立が前提みたいなこと、3月21日までしか議決採ってないんだから、

◆上杉栄一議員 はい。

◆角谷敏男議員 それも、その中では難しい。

◆中西照典座長 じゃあ、上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 今、角谷議員から会期延長の話が出たが、これが可能であるならば、議論はもちろん尽くして、2月の20、最終日までに方向性が出ることを、それこそ出るように全力を尽くすわけだけでも、会期延長というのも何日がそれこそ何日まで、例えば3月31日になるという話は別として、何日かの会期延長が、もし議論の過程で、それこそまとまるような状況の中で進んでいくのであるならば、その会期延長ということについては、私はやぶさかでないと思っております。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 さっき最初に言ったように、結局、絞り込んで今ここまで来ているわけですよ。だからこれを、今対案について審議をしないといけない。この審議の状況によっては延びる可能性もあるということは上田会長も言っておるわけだけでも、結局、そういうことを審議しないままで目標値を、2月ということを設定するから、今のようない意見が出ると思うけども、だったら、だとするならば、それに向かって努力しようじゃないですか、その方向をもって。ちゃんと精査した対案が出ておるわけですから。

◆中西照典座長 いいですか。じゃあ、とにかく議論を尽くして皆の合意したところで案を作っていくということで確認させていただきます。それで、協議事項の1番ですが、いいですか、入らせていただいて。これは住民投票条例検討会の座長宛てに在日本大韓民国民団鳥取県本部からの要請書がありました。これは皆さんお手元にと言うか、以前に、ここにはないですよ、以前お配りしたところであります。というのは、確認をちょっとしますと、この皆さんの方に伝えましたので、ここで確認させていただきます。

◆角谷敏男議員 確認の前に質問していいですか。

◆中西照典座長 はい、どうぞ。

◆角谷敏男議員 座長ね、各常任委員会で、会派でやってるわけなんだけど、会派で所属しておられるんだけど、うちの場合は総務企画委員会、審議した総務企画委員会に委員がいないんですよ。それで、新聞報道でちょっと見たんだけど、ちょっと高見議員が委員長でおるとい

とで、申しわけないけど、どういう議論で、なんか否決になったんでしょ、また、逆の意見があったようなんですけど、その辺のちょっと議論の中身ですね、座長は確認したいということだから、総務企画委員会に確認するということだと思うんだけど、私はそう気もしたもんだから。

◆中西照典座長 私の確認というのは、ちょっと、私の言っている確認はですね、10月の18日の住民投票検討会及び12月22日の検討会において、付けておりますけど、素案を付けてますね、住民投票条例の素案を手元に。その素案のとおりに行くことでよろしいですかという確認を、私は、いましようとしているところであります。このことについてはよろしいですか。よろしいですか。

() はい。

◆中西照典座長 いいですか、判断についての。

◆角谷敏男議員 時間的にこれ、検討する余地ない、総務企画委員会から出て。

◆中西照典座長 ちょっと角谷議員いいですか。これ確認ここでさせていただきます。いいですね。

◆角谷敏男議員 確認事項で。

◆中西照典座長 確認ね。じゃあ、そのように、今までの素案、住民投票条例の素案のとおりこのまま、試案と書いてありますね、のとおりいくことに確認させていただきます。その次は、

◆角谷敏男議員 ちょっとすいません。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。次に関連情報のたたき台についてということでありまして、ちょっと待って。手元に一応配っております。その手元に配っている素案について、これから協議していきたいと思います。はい、では、はい、上田議員。

◆上田孝春議員 今日ここに座って、一番びっくりしたのは、たたき台、なんだ、これがたたき台かいな。なんだ、こりゃ。第2案として出したっていう議案が、これで設計事務所協会から返ってきたものをもうすでにたたき台になっているのか。我々が示したものの、あれはどこに行ったか、これは。

◆中西照典座長 我々は、

◆上田孝春議員 こんな議論する、

◆中西照典座長 ちょっといいですか。私が、関連情報を作ってくださいと言いました。それは例えば上田さんがしたのは、あれは県の事務所協会に1つのそれこそたたき台で出してあって、それを検討していただいて返ってきた、それは出された段階であれは議会案です。それからその案を検討していただいて返ってきた。そういうふうな認識ですので、少なくとも、この間事務所協会が出された案は、このたたき台に乗ってくる案だと私は思っております。私はそのようなところで事務局に指示して、それを基にそれを検討していただく案を作りました。そういうことであります。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 すでにこうやって出ること自体、私はちょっと納得いかん。それで、設計事務所協会に委託した経過や内容、それ自体も私は納得できていない。当初、対案、ここを本庁免震、一部増築、半地階、これで出した案を、それを20億というかたちで、その20億を検証し

てもらおうというかたちで出したでしょう。出した。皆が確認して出したでしょう。その 20 億は果たして設計事務所協会に精査されているか。精査されていないでしょう、これまったく、別物ですが、これ。

◆**中西照典座長** 私、何度も言っているでしょう。上田さんはそういうふうに言われたけども、あくまでも判断していくのは県の事務所協会がその素案、それから上田さんが出された案を基にしたさまざまな中で、この間もありましたけど、その中で検討していくんだということを出てきたところであります。上田さんはそういう、上田さんの言われたことだけが全てじゃない、やっぱりいろんな人の中の案で、上田さんはそういうことを言われたけども、締めたのはあくまでも事務所協会の判断の下に委ねてあるわけです。そこから入ってきていることですから、それはやっぱり議会が協会に出して、協会が出してきたというそれはそのことについて、たたき台の案にしたことについては、私はそれでいいと思っておりますけども。はい、上田議員。

◆**上田孝春議員** ヒアリングの件はそういったかたちだけだね、20 億を検証してもらおうというかたちだったでしょう、2 月は、そうじゃなかったの、20 億。何の 20 億が検証されているのか、これ、検証されてないが、みんな、この契約書を見れば、何ですか、この契約書、初めて契約書を見させてもらったけど、調査業務にしたって、我々はこの免震で、なか改修、空調と上配水、それで、それを提示した数字です。これ、挙がってきたものは全く内容が違うし、それから駐車場の件にしても、あれを舗装した部分だけに 150 台です。これだってあれがあったんですから、提案したんですから。これは業務内容が舗装した駐車場部分で半地下で 150 台入れるというような、誰がこんな内容を出したんですか、ここ事態もおかしいでしょう、契約内容が。我々が調査業務を委託した内容と全く違うがな。

◆**中西照典座長** 内容そのことについて、はい。

◆**上田孝春議員** どういった契約したのかな。

◆**中西照典座長** 上杉議員、はい。

◆**上杉栄一議員** 私、契約書の内容っていうのはまだ見てないんで、これは分からんけども、この間の全協の中で、返ってきた成果品の説明があったわけであります。そのあたり、さっき上田議員が言っておられたのは立駐になっていると、それから半地下の 150 台は立駐の 158 台、協会の方は要するに駐車場の確保という観点の中から上に伸ばしたという格好での 4 階建の舗装ということになっているようすし、それから、新第 2 庁舎は 4 階から 5 階と、そのあたりがそれこそ従来言ったのと違うのかな、これは金額の問題は別ですよ、金額は別です。ですから、その辺が出した分とは変わってきて、要するに駐車場確保を重点として、駐車場の台数の確保を重点とした、主観に置いたかたちで結果としては立駐になったんじゃないかというふうに思っておりますし、それから、新第 2 庁舎の 5 階建てというのはこの面積の関係は、市道の関係なのかちょっと私もこれ分かりませんが、いずれにしてもこの建設工費は別として、例えばこの駐車場であったり、それから 4 階が 5 階になったからどれだけ建築費がかかるかちょっと分からんけども、基本的には現庁舎の免震改修、ただ、この免震の改修の中にはエレベーターであったり、当初本鳥取市が計画しているこの改修のそういった計画の部分を入れているような格好になっているんで、これは外すのかどうなのか。

というのは、冒頭に出てきた数字ですね、20 億あるいは中の平米単価なんぼということの問題からすれば、協会から出てきた数字というのは、基本的にはこの市庁舎の図面等々を手に入れる中でしっかりとこれは精査して、要するに肉付けをして、結果としてはそういった数字が出ているというふうに思っております。だから、数字の問題、単価の問題の議論はあるかと思うけれども、私はこの中で、今出ているこの本庁舎の分については、立駐の分というところについてもこのあたりの変更というかね、このあたりをどういうふうに考えていくかということですし、それから4階を5階にするというようなかたちの分は、ちょっとこれは専門家にこの間ちょっと話を聞いたんですけども、あまり理解してないんですけども、このあたりの分は変わっていると、その4階、5階、後は基本的にはこちらから出した分をそのまま精査している。ただ、この単価については、これは要するにいろんな積み上げをしたかたちの単価の中で、その今の金額になってるというふうに私は理解しております。ですから、単価の問題はこれから議論する、結果としてはこれは実施設計なりの中で、これは多分単価はいろいろ変わってくるというふうに思っておりますので、これをコンクリートで37 億っていうかたちの分というふうには思っております。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。第3者機関に出した、それで1月27日だったんですかね、臨時会があって全員一致で出そうということになって、こういうことになったわけであります。設計事務所協会に出した、それでこの間その結果を話を聞いたわけですね。それで、その中で玉井さんや向こうの会長さんがたが話をしておられたんでは、1枚の仕様書でいただいて、その中で検討したというふうな言い方だったと思います。しかし、上田会長が言ってるように、前からヒアリングを何でさせなかった、もうちょっと資料出したかったというふうな意見があったわけありますけども、しかし、ちょっとそれは置いといて、そういうふうな短期間のうちにそのように精査してもらったものについては敬意を表さなければいけない、このように思っております。

つきましては、今あったように、何故増額かと20億が37億4,000万になったという、何故増額かとの辺がまた問題になってくると思います。我々は20億というものを議会の対案として出そうということで出したわけです、上田案だけじゃなしに、議会の案として出したわけです。とするならば、議会にそのようなものが返ってくるのも待たなきゃいけないわけですけども、結果としてはこういうかたちで返ってきたわけあります。だから、返ってきたということになると、今あったように第2庁舎の床面積の関係等があつて5階にしたというようなこともある。それから駐車場は150台という思いがあつて半地下それから上の方の市民広場、こういうものは何とかこの150台はできないというんで、いわゆる5階建てですか、立体にして4階建てにしたというような案件が大きく変わっておるわけです。だから、この辺はこれから審議しなきゃいけない点もあると思いますよ。だから、そういうところは今回この比較表に出ている、ぐらい出ているかしらんですけども、そういうことも考えて我々はこれから検討をしなきゃいけないと思っています。だから、そういう否定論じゃなしに、そういう問題が出たと、そういう問題がこれ、入っとらんがなということになると、それはこれからの検討材

料で我々は検討しなきゃいけないと思っております。だから、これを含めて今回検討していかなくちゃいけないと、さらにこれについては、先程言いましたように、いわゆる住民投票の期限っていうのかな、12月が2月になり、今5月っていうふうになっています。さらに合併特例債ということもあるわけです。早くその辺を整合しながら、今のよう内容等についても取捨選択と言いましょうか、そういうことも検討しなきゃいけないと、検討材料というように思っております。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 座長の方から出された調査事項、この内容と挙がってきた調査報告を見ると、これはもうきっちりとそのように挙がっております。まず第2号案の改良に対する建築工事費概算とそれの検証、周辺への影響、そしてその他事業実施にあたっての課題問題点ということで、向こうの説明も、やはりつくることを目的で取り組んできたというふうなことで本当にそういう諸課題がきっちり見えてきたかなと。特にここの本庁舎の地下の機械室のこと、こういうのはちょっと今までなかった新たな課題で、これにかなり費用がかかるのだろうということも見えてきましたし、特に第2庁舎の4階から5階になった理由ですね、1階増えたというのか、これもやっぱり免震の関係だろうなと。立体駐車場のことも当初半地下ということで、今の状況では面積では150台はちょっと収容できないと、この辺の課題、ところが見えてきたわけです。こういうことが出てきた調査結果は十分これで調整つくだろうなと、これを、結果で、このまま入れるということではなしに、調整つくような内容だなと思っておりますので、ぜひこの内容をどこをどうするかこれからのことになりますけど、議論をしていけば折り合いがつくかたちじゃないかなと思っております。

◆角谷敏男議員 議長。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい。結局いくつか変わってきているところがあるんで、説明はもう、その理由は協会から3月の1日に聞きましたけど、業務の内容としては、ご存知のように一応議会、議長へと議会の案として検証をするということだったから、その中での上田さんの発言なり、全体の雰囲気なり、代表者会議でやった部分もあるし、近くの2回の検討会というの、あらゆる会もあるんだけど、これは検証だから、それなりのものが出てくるだろうと、私は思ってたんです。それで、そうしたら、そうじゃないということで、今いろいろ意見が出ておりますが、こういう建物にして欲しいだとか、そういう要請、業務委託として書いて出しているわけだから、当然金額的にもこれだけ違えば、金額が違うだけじゃなくて、こういうふうに変えましたよということになつとるわけですね。

その委託した側の意図とか、ここの議論で確認されているようなことになってないというのが1つと、それから150台の問題なんか、これはやっぱり契約上で言うと、協議に値する、委託者と受託者との間で協議に値するというふうには私は思うんです。そういうことがなされてない中で、この案をたたき台にということで、今日出されているわけだけど、これもちょっと、どういうふうになるのかなと思って、ちょっとペーパーで出てくると、そりゃ違和感を感じるのも当然なわけですから、その辺のやっぱり何故こういうことになったかというのを、我々と

してきちっと整理して評価しておかないと僕はいけんと。でないとちょっと議論は進まんなどいうのを3月の1日から感じているところです。それで、時間の関係がまたちょっとちらちら出るんだけど、そうじゃなくて、やはりそれなりのお金を使っているわけだから、さっき言ったように、きちっと議会としてこれを評価していくということがまず大事だと思いますよ。評価というのは、これをどういうふうに受け止めるのかと、次はやはり案としてたたき台も含めてですよ、案として検討するのかどうか、この辺も議論して一致できるかどうかいうのもやっぱり確認しておかんといけんじゃないかなと思います。こういう点で、私は、まず今日はその辺をやっぱりきちっと議論をして整理する必要があるじゃないかなと思います。

◆上田孝春議員 いいですか。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 契約書のことについて訊ねますけど、ここにね、契約書の1章の4番、業務の処理、委託者、契約書、ここにな、委託者とこれはね、受託者に対して大変失礼な話だけど、十分これはこの前も設定した玉井さんらが、十分伝わってないような、言ったね、こちらはちゃんと委託者が伝えたことが、協会の山下さんとは話をしたか知らんけれどね、だから、山下さんと局長とがどういった話をしたか知らんで。その20億の検証について、してもらうような話をして、ペーパーを出しとるわけだな、概算の。ペーパーも付れたり、それからいろんな検証、これからちょっと言うけどな、出しとる、それが十分伝わってないということが、この前玉井さんからちょっと聞いたから。そうした中でちょっと言うけどな、この契約書の第2章、ここに第2号別案の概要というかたちで出しとるでしょう。その1つはようけあるから、全部は読まんけどね、この改修の面、現本庁舎の6階部分については、現状維持を基本として、設備、空調、給排水について改修を施す、そう書いてあるでしょう。それと、それから駐車場の件、150台を収容する半地下駐車場を設け、その上に、上部に広場を設置するというかたちであるわけだ。これが局長もだで、局長も今まで8回の検討会の中で出てきとって、別紙にこのペーパーがあるわな。

駐車場、駐車場の件だが、現舗装駐車場部分に半地下駐車場150台の設備とこう書いてある、これどういった意味でこれ書いたの。それと、さっき言ったように挙がってきたものが全く違う中で、契約書をずっと見ると、これ、何章になるだ、2章の(6)業務の実施にあたって疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議の上、解決を図ることとすると書いてある。なあ、これ全く違っているでしょう。駐車場にしても、それから給排水にしても、我々はこの業務を委託している概要の中には、改修の件は設備、空調、給排水について改修をするというふうになっているやつが、いろんなものが付いてきているでしょう、この今回の調査の問題で、こういったものが挙がってくること自体がおかしいでしょう、これ。これはどういったかたちで協議をしてああいったものが挙がってきたの。

◆中西照典座長 はい、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 はい。最後の件ですが、疑義が生じた場合に速やかに委託者と協議の上解決を図るという、これを出しておりますけども、実際、そういった向こうから、受託者側からそういった話が一切なかったものでして、

◆上田孝春議員 いいか。

○中村英夫市議会事務局長 はい。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 なかったというけど、その意図が伝わってらんからですよ。最初に言ったでしょう、この業務の内容を、業務の内容が変わっているでしょうが。設備について、ここに書いてあるでしょう、設備（空調、給排水について改修を施す）、この本庁についてはそういったことが調査項目の中に入っているでしょうが。

○中村英夫市議会事務局長 入っております、はい。

○田中利明市議会事務局次長 ちょっとよろしいでしょうか。

◆中西照典座長 次長、はい。

○田中利明市議会事務局次長 協会の方と、実際にお話しさせていただきました。それで、説明させていただきます。事務局といたしましては、1月6日の検討会の合意に基づきまして、2号案の概要と建築工事費概算を基に協会として調査をしていただくようお願いをしておるところで、2枚の紙で、これが大元であります。それと共に、その検討会等で意見もございました西部の事務所の件とか、ヒアリングの件とか、今言われたような設備に20億の検証をとというような話も、そういったことが検討会の中で意見があったということで話しております。できればお願いしたいというようなことで、話をさせていただいております。ただ、協会の方は、問題点を出すようなことではなくて、この対案を実現するような、それにはどうしてやったらいいかっていうようなことで、ずっと話をされておまして、なかなか議論、事務局と協会の方との議論っていうか、事前の調整がなかなか上手にできなかった部分はあります。

◆上田孝春議員 はい。

◆中西照典座長 はい、上田委員。

◆上田孝春議員 それは、協会と、委託者と受託者との関係で、なかなか我々の意図としておることは、聞き入れてもらえなかったという、さっきヒアリングを受けてもらえなかったというような、それは分かるだけいい。

○田中利明市議会事務局次長 それで、

◆上田孝春議員 それは分かるだ。

◆中西照典座長 ちょっと待つて。はい。

◆上田孝春議員 それはそれで、こうずっと分かるだけ。それは、ヒアリングを受けることはできんというかたちだけ、ここの契約書の中に、きっちり概要が謳っておるでしょうがなあ。このものについて、ちゃんとしてもらわないといけないが。なぜ、契約の業務内容以外のものを、どんどんどんどん積上げてきたのかということで、そんなことまでここでは業務内容を委託してないでしょうがなあ。ここに大きな問題が出ておるでしょうが。この問題はこっちにとって大きな問題ですよ。なぜこういった業務内容を委託、これらの業務内容を委託しているのに、こっちの本庁舎のいろんなものがどんどんどんどんこの成果品が上がってきたのかという、そこまで精査してくれとは言っていないでしょうがなあ。

それと、この契約書の中についてある別記の個人情報の収集、特記事項について、収集の制

限第4にあります。甲はこの契約による事務を処理するために、個人情報の収集するときには、当事務を処理するために、必要な範囲で適正かつ公正な手段で情報収集をしなければならぬというかたちがある、ここに。これを、委託者の、委託者の意見も聞かずに、どんどん市サイドに情報収集を求めて、市の情報ばかりの中で、これが、業務がなされてきておる。これは全く許せるものじゃないよ。なぜこんなことを受託者が市当局にいろんな情報収集したのか、委託したのはこっちだよ、事務局だよ。事務局に聞いて、事務局からいろいろと精査するのに必要な資料、情報収集をするのは当たり前でしょうが。なぜ、

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。はい、中村局長、どうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 資料の件につきましては、事務局を通して提供しております。もちろん執行部に資料を要求、事務局から資料を要求して事務局を通して受託者にお渡ししております。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 どうぞ。

◆上田孝春議員 それは精査に必要な資料なの。精査に必要な資料だと思って、それで、確認をして情報収集をしたの。全くの業務内容に、委託しておる業務内容には、必要のない資料だろうが。その辺の判断をして収集したのかな。

○田中利明市議会事務局次長 いいですか。

◆中西照典座長 ちょっと待っててください。じゃ、田中次長。

○田中利明市議会事務局次長 はい。協会の方から資料の要求がありましたのは、この庁舎の本庁舎の図面とか、電気工事図面とか、管工事図面とかいうようなものでありました。それとか、今までの大規模改修リストとか、下水管関係の資料とか、そういったものでありますので、必要だと思って出したところであります。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 その中の一部、必要な資料はあると思う。さっき言ったでなあ、この業務内容の改修の中に、改修の項目として空調と給排水の改修というかたちになっておるからなあ、その資料は必要だと思うよ。それ以外の資料は必要じゃない、この業務内容から。業務内容からくると。

◆角谷敏男議員 はい。

◆中西照典座長 はい、じゃ、角谷委員。

◆角谷敏男議員 この間、代表者会もやっているからあれなんだけど、今日、その辺ちょっと議長に確認しながら1点確認したいことと、もう1点は、問題として、しておきたいことがあるんだけど、結局1月27日に議会での議決が通ったんだけど、その数日前にこういう契約書について、代表者会なんかで確認しないのかっていうことで事務局に言ったら、そういう予定はないと、議長がそう考えていないということだけど。その数日後に、2月3日に代表者会があってということで、それで、代表者会に出たら、実はさっきから上田議員が持っておる、そこで配られたんだけど、こういう契約を結んだんだということであつたんですね。だから、上田議員が言われるのは、ある意味では、さっき私も言ったんだけど、流れとしてはこういうものと

して、それなりのものは出るだろうと、意向が伝わって向こう側に。

というのは、この契約書の中に、調査にあたっての以下の点に留意する。調査概要はさっき上田議員から言ったから繰り返しません、現地の状況をよく理解確認した上で、公平公正の立場に適切に調査をすることっていうことになっているんですね。2番目が、先程、上田議員、第2号議案の概要及び建築工事の概算で示されている工事内容で工事を実施した場合の積算を受託者として算出すること。なお、これらの算出根拠にあたっては、報告書に記載すること。こうなっておるわけですね。先程も発言したとおり、第2号議案の概要及びその建築工事費概算で示した以外の構造物が提起されて、それを積算して出しておるとか、エネルギー棟が出てきたりなんかして、それを積算されたんですね。そういうことが、すると、それをしてくださいなんて言っていないわけです、ここですね。だから、向こうはもう3月1日に説明を聞きましたから、作るっていうことを前提にやってみたと。金は後からついてくるみたいな説明がありましたけど、それが、受託者が勝手にやったことで、委託した方としては、この示した工事内容の工事を実施した場合の積算をやるわけです。だから、先程何回か言いましたけど、金額が違うってというのはあるかしらんけど、構造物を変えて、はい、これが成果物ですよと、受け取ってくださいということで出されておらんと、ちょっとこれは約束が違うんじゃないかということが1つ言えると思います。

補足ですけど、3月1日の説明を聞いておって、大規模改修の計画がないもので、どうのこうのということがありまして、それで、自分たちなりに計算するということで、それで、新築分の単価なんか質問しましたが、あのときに回答がなかったですから、事務局に依頼して、ちょっと返事をもらうように言っているんですけど、結局そういうことなんかよりも、疑義が生じたらやっぱり返すべきですよ、問い合わせをしてくるべきですね、それに基づいて積算、この留意事項に書いてある点に、やっぱり忠実に沿ってやっていくと、それが私は出来てないということが一番言いたいんですね。

◆中西照典座長 上杉委員。

◆上杉栄一議員 まだ入口論の議論みたいなかたちになっているんだけど、私は冒頭申し上げたようにたたき台としては、これをたたき台にしてそれそこ検討するべきだというふうに思っております。それと、上田議員が言われた、例えば、本庁舎、現本庁舎についてもそれこそ、要するにかなりの肉がついていると、いらんもんまでつけたっていうことであるならば、減らせばいいわけです。それから、先程言った立駐でなかったら、じゃ、平面でもいいんじゃないかと、平面だったらなんぼ取れるんだと、そういう議論から始まらんと、それこそ、そもそも論みたいなかたちで、じゃ、この今の議論を進めていっても、このたたき台はだめだと。じゃ、20億のたたき台を出すのかということになったときに、まだ20億の方が非常に不明瞭なものであるわけだから、だから、説得力も何もないわけです。だから、私はこのたたき台というものを1つの議論のそれこそ基本として、これをどういうふうにたたいていくかということで、これが進まないと言論は進まないと思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 はい。この間、向こうの会長さんの説明があったときに、いわゆるこの場所で

造るということを前提に設計したというふうなことをおっしゃったわけですね。ただ、造るということですから、造るということと 20 億で出来るんじゃないかということのそのギャップの問題がこういうかたちで出ていると思います。とするならば、今あったように、向こうから来た精査された成果品について内容が我々の意に合っておらんということになれば、その分割ればいいんじゃないですか。削っていくということは当然、考えていけばいいと思いますよ。もうこれが絶対成果だというものではないわけですから、だから、そのためのたたき台が、今、出てるわけですかそういうふうな検討でいきましょうよ。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。田村議員。

◆田村繁巳議員 私も同じ考えで、先程角谷議員さんが成果物として、もとの考え方とかなり変わったということを言われたんですが、そういう捉え方もできるんですが、だけど、そういう課題があるんですよという、示すうえでは、我々はあれを見て、こういう課題があるんだなって認識できたわけですから、一概にああいうことをしたということがいけないという問題でもないと思いますし、当然このたたき台というのは当然この調査報告で出来たくだりですので、あくまでやっぱりこの調査報告に基づいてその辺は議論できると思います。

ただ、この調査報告そのものを全部否定されると、このたたき台そのものが検討できないということになるので、そこだけはやっぱり我々は今回の報告に対してはやっぱりしっかりと認識して、課題はあるかも分からないですが、きっちりした調査報告だっていう上に立って議論していかないとちょっとおかしいことになってきます。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 いや、今、出てきたものがどうのこうの。今、私が質問しているのは、契約の件で言っているんだよ、契約の件で。どういった契約、話をしたのかということだ。ここに業務内容って、第 2 号議案の概要って、ここに書いてあるでしょう。この契約書にきちっと示してあるだろうが。これに基づいて精査をしてもらうことが基本だろうが。それと、さっきも言ったけども、駐車場の件、局長も検討会で何回も出てきて、私が示したのものについては聞いていると思う。駐車場に同一のものを建つと、そこに半地下ですするというかたちで、建った部分の建物の下を駐車場にするんだというかたちの中で、半地下の駐車場を提案しておるということを書いておろうがな。それを、なんだこれは、現舗装部分だけに半地下をするというようなこと、こういった誤った資料を出すこと自体がいけないというんだ、私が言うのは。だから、我々が委任をするものがしっかりとその旨を受託者に伝えて、受託者に委任者の委託をしようというものの内容をしっかりと把握してもらって、それを精査してもらうのが受託者だろうがな、受託者のする仕事だろう、それができてないということだ。その辺をどういふようなかたちで進めてきたのかということ。だから、玉井さんがこの前も言っていたけど、十分その辺が伝わってないと、我々には伝わってないって言っているでしょうがな、玉井さんは。だから、局長と建築協会の山下さんとの話の中で出て、山下さんが直接仕事をする人にその旨が伝わっておらんというのが、この前ヒアリングのときに明らかになったが。だから、契約の仕事を委託する我々の方がどういったかたちでこの業務内容をせつかく付けているんだ、ここに、契約書に、これを、仕事をしてもらえばいいんだろう、これ。その辺の話はどうだったのかというこ

とだ。

◆中西照典座長 中村局長。

○中村英夫市議会事務局次長 事務局といたしましては、この合意事項に基づいて、相手がたに対して伝えたと思っているんですけど、十分結果的にはこのようなことになってしまったというんですか。

◆上田孝春議員 だから、業務委託したものが、業務委託したもの以外の別のものが上がってきておるだろう、そう思わん。まったく違うものが上がってきておるだろうがなあ、その辺でおかしいということだよ。

◆中西照典座長 はい、田中次長。

○田中利明市議会事務局次長 すみません。実際に交渉にあたってきたものとしましては、本当に検討会、こういった場で出た意見とか、そういったものはきっちりとお伝えして、できればそういうふうにやってほしい、やってくださいということと言ったところですけども、相手がたは、そうじゃなしに問題点を出していくんじゃなしに、何回も言うんですけども、できる、実現するためにはどうしたらいいかという観点でやっていくんだということでありまして、それで、ちょっと話がずっと平行線になっていて、最後には議長と会長が話をされて、こういった契約になったということでもあります。

◆下村佳弘議員 あの。

◆中西照典座長 副議長、はい。

◆下村佳弘議員 今、事務局の話を聞いていると伝えてはいたというふうに思います。これは全部否定したら、前に進まない話で、やっぱりこれは検証の結果だと、良い悪いは別ですよ、検証の結果だというふうに受け止めないといけんと思います。このことはやっぱり執行部が依頼したものをどうのこうの、じゃなくて、自分たち自身が依頼したということをやっばり頭に置けば、本当に実現して、これを使おうと思うならどうしたらいいのかなということ、設計士協会も議論されたという、あれではないですけども、そういう結果だと思います。半地下の駐車場にしても、半地下と上と全然反対に違ってきますよね、できあがったものが。だけど、これはやっぱり住民のためにやっぱりどうか、どういうものが必要なのかというような視点で150台ということ、うちの議会として出させてもらったということで、そういう意味で言えば、当然150台というものを優先して設計されたというのは納得できると思うんです。

それで、半地下を優先させるのか、150台優先させるのか、半地下じゃなかったから下に潜り込ませれば150台停められるじゃないかというふうなことがあればまた別ですけども、だけど、あればもう図を描いてみればなんだかんだって分かりますが、別に、もちろん専門だし。

◆上田孝春議員 分かっている、それは分かっているんです。いいか。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 だから、設計事務所協会から上がってきた物件に対してはまだいろんな言いたいことたくさんあるだ、いろんなことを。ただ今、ここの契約のこと言っているわけです、契約の業務内容と違うものが上がってきているということに対して、どういった契約していたかということを知りたいんだ、私は、業務内容と。だから、委託者の思いが受託者に伝わってい

たのかということが言いたいんだよ。違うものが出たりと、

◆**中西照典座長** ちょっと上田委員いいですか。聞いていて、今の言うと、コンクリートの駐車場がということを言っておられて、本来ならコンクリートの駐車場よりこっちの道の方、こっちを含めてのことを考えて言っておられたという感じですよ、上田さんは。その辺のところは、確かに上田さんはそれでしょうけど、パーツを見ると、パーツもなんか道がある部分と道がない分と2つなんかパーツがありましたよね。道っていうのは、そのコンクリートの駐車場と砂利の駐車場の真ん中には道が通ったわけだけでも、これがあるパーツとないパーツが確かにあったように思います。確かに、今そういうふうに混同が起こって、アスファルトの方をされて道があるものだというふうな判断が、僕は聞いたような、あったんじゃないかなと今お聞きしてちょっと聞いてたもので、こういう混同が起こったのかなという気がするんです。はい、上田議員。

◆**上田孝春議員** それもだし、ここに駐車場の件もだし、それからここに書いてある業務内容でないものがみんな上がってきているということだ。もう何回も同じことを言いたくないんだけど。業務内容と上がってきたものとは違うということだ。

◆**中西照典座長** この点を上田さんが指摘されることでしょうけども、今言っていた、要は協会の方がやはり当初言われたように、建てるならどうすればいいかというところのときに、やはり向こうはこういう資料が欲しいんだよということで事務局に言われたんでしょうし、事務局はそれを言われたからそのまま上田さんに言わせれば精査もせずに渡したと叱られるけども、とりあえず言われたものは全て隠さずに出しなさいというのが向こうのお話であったようですので、事務局がそれを言われるものの資料は皆出したという、これがそのようです。そのときに、上田さんが今そんなこと頼んでないから、そんな資料は出さなくてもよかったとか言われていますけど、上田さんの気持ちはそうかもしれませんが、事務局としては協会から頼まればそれがどうの、こうの、言わずに出したというところであったんだと思います。

これは上田さんがその点、今言われる点もあったんだらうということで事務局としてもやはり言われれば出さざるを得なかった立場にあったんじゃないかというふうに私は思っているわけでありまして。だいたい今、上田さんがいろいろ指摘された点で、上田議員が当初思っておられるそういうことでない報告書が上がってきたんだということを、今指摘されたわけですが、少なくともちょっと次に進めさせていただいて、はい、はい、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 次にというのは分からないでもないんだけど、私が言っている点でその積算を受託者として、算出するっていうことは座長としてはどうなんですか。これ、できたと思っておられるんですか。あなたに聞くというよりは皆さんに聞きたいんだけど、事務局の方は違ったものになっていると言っているわけだから、違ったものできているというふうにみんなが認識するかしないかというのは、大間違いだよ、責任の議論の話で。けども、先程ちょっと言ったような議員も、発言もあるけども、議論をしていく上からっていうような、これをどのようにつなげるかっていう部分もあるんだけど、その前にやっぱり出したものだから、お金も使ったわけだから、要求したものが出てきたかどうかっていうのは、きちっとしておかないと、僕はいかんと思う。

◆中西照典座長 つまり返ってきた成果品について、それが正当であったかという聞き方でいいんですか。

◆角谷敏男議員 いや、いや、算出してほしいと言って、

◆中西照典座長 だから、こちらが示したものは、

◆角谷敏男議員 構造物が違っているってそこはもう言っているから、違ったもの入って計算して、入ってきております。それはいろんな思いでイーブンっていうか、そういう思いもあったかもしれないけど、思いが伝わらなかったわけだから結果としては。伝わらなくて算出したものをどう我々が評価するかということをしておかないといけんということ。

◆中西照典座長 それは返ってきた成果品について、

○中村英夫市議会事務局長 仕様書、業務仕様書がございまして、業務内容の（２）に第２号案の概要及び建築工事費概算で示されている工事内容で、工事を実施した場合の積算を受託者として算出することという考え方に基づいてやっていただけたと思っておりますので。

◆上田孝春議員 どこ、

○中村英夫市議会事務局長 業務仕様書です。

◆上田孝春議員 業務仕様書。どこだ。

○中村英夫市議会事務局長 第２章の、

◆上田孝春議員 第２章の、

○中村英夫市議会事務局長 第２章の（２）です。

◆上田孝春議員 （２）、

○中村英夫市議会事務局長 ということとしておりますので、工事内容が変わっているか。こういう主旨でやっていただいていますので。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 ちょっと曖昧なんで、趣旨というんじゃなくて、主旨でやってくれって書いてあるわけだから、示されている工事内容で工事を実施した場合の積算を受託者として算出することということが載っているわけだから、構造物変えちゃったらいかんわけです。誰が考えたっていかんわけよ。変えますよと、これはとっても無理ですよと、どうしようかと言って協議がなかったなら、なかったで、作られたという説明は、もう３月１日に受けたわけだから、問題は、我々がこの留意事項を示して契約しているわけだから、このとおりになっているかどうかということを、みんなで確認なり、評価をきちっとしておかないと前に進まないんじゃないかということを言っているわけです。

◆中西照典座長 上杉議員。ちょっと今のを。

◆上杉栄一議員 もう１回。

◆中西照典座長 お願いします。

◆上杉栄一議員 言われることは分かります。それは事前のそういったときに、どうしようかということがないままにこれが出てきた。これは結果論という格好になって、改めてまたという話にはならないわけだな。それこそ改めて、じゃあ、その半地下の１００台の駐車場をこれから積算をして何日かかるか分からんけれども、概算みたいなかたちのもので、だから、さっきか

ら何回も言うけども、このたたき台の中で修正できるものは修正すればいいと思っているし。だから、冒頭出たこの最初のこの図面からすると、要するに県道が、資料は第1庁舎から大工町通りまでのやつが出ているわな、図面が。その後にふれあい広場や半地下駐車場でマイナス2mと書いてある。これを見る限りは半地下駐車場ってここだけだろうと、これは誰でもそう思うわけだ、これは。だから、そういうことからすれば、たまたま執行部はそう思ったかもしれない。そういうことからすれば、半地下の駐車場で、要するにアスファルトの駐車場の中で150台それこそとれることはできるわけではないので、でも、この図面から見ればそういう格好で、多分出たんじゃないかなというふうに私は理解しているわけで、ただこれを、じゃあ今さらという話にはならんわけだから、今出たかたちのたたき台の中で、修正できるものは修正するというかたちの方で、できる限りその期間の中でそれをしていくべきだと思います。

◆高見則夫議員 いいか。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 今、仕様書の問題があって、確かに仕様書が検証する段階でやっぱり成果品を、やっぱり仕様書と一致しておらんということについては若干の問題があるのかなと思う。それで、上杉さんが言っているのは前から20億だ、20億でお互いに対案ということで承認、認めて出すようにしたわけだ。それで、ついてはヒアリングがなかったということが1つ問題がある。ヒアリングということは、いわゆる20億のヒアリングをすることによって思いが伝わると相手に、ということもあったと思う。けども、成果品が今出た段階では、やはりそこいらは整合しない部分があると、その整合しない部分があったらね、その部分については取捨選択すべきだと思いますよ、この成果品については。だから、これ、絶対数だということでなしに、こういうふうな考え方でこの成果品を見ていったらどうですか。

◆中西照典座長 じゃあ、上田議員。

◆上田孝春議員 これから何回も議論をして、議論すればいい。だけど、今日来てみたらここにもう出ているから、これは出すべきじゃないよ。だから、たたいて、たたいてした中でこれを持っていて、そこで詰めて、どういうふうにしようかというかたちで詰めて載せるものであって、今ここで新たなものを、出てきたもんをぼんとのせているから私はちょっと、ここに座ったら出てきたので、ちょっとそこは言っておかないと。

◆中西照典座長 田村議員。

◆上田孝春議員 いや、いや。

◆中西照典座長 まだ。

◆上田孝春議員 今ね、どこまで、あんまり先いったらあれだけど、これから議論しないといけん問題だけど、この出てきた問題について、私は大きな不審と言うか、思いがあるのは、新築、増築部分80万で、私は、そこは坪80万にする。これ、120万、120万という数字が出てきている。117万か、約。

◆田村繁巳議員 117万。

◆上田孝春議員 117万。これ自体も正直言ってびっくりした。こんな坪117万の増築をするというのは、どこで考えてしたのかあまりにも過剰な設計。今、新築移転で建てようとしている

ものでも 100 万ですよ。ここにも大きな問題があるというふうに思っているし、さっき言ったように、業務内容とも違うというかたちで言っている、この本庁舎、本庁舎の耐震、耐震といろんな改修、ここ 5,900 m²、1,800 坪、18 万、坪 100 万ですよ、こんな数字が出てくること自体がね、私は納得いかんです。そういうことだけ申し上げときます。

◆中西照典座長 はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。今、上田会長さんの方から、たたき台が出されたことが非常にお気持ちは分かるんですが、これは代表者会で、これが上がってくる前に、上がってくる前からたたき台を出させていただくと言ってなかったですか。これが上がってくる前に。

◆上田孝春議員 いや、それは言ってなかったなあ。

◆田村繁巳議員 なんかちょっとその辺、僕もゴチャゴチャとなっておって、なんかたたき台には出してこれからいくんだなと思っていたもんですから、確かにそうじゃなかったら、急に出されたらやっぱりそういう意見が出たのかなと思います。ただ、坪 117 万ですか。

◆上田孝春議員 これか。

◆田村繁巳議員 いやいや、あっち。

◆上田孝春議員 増築案ね。

◆田村繁巳議員 増築の分ですね。それで、80 万と比べると非常に坪単価が違うので、これは規模の大きさで出されるもんなのか、それによっては全然、坪単価が変わってくるのか、ちょっとよく分かりませんが、でもこれは出てきたものはやっぱりあんまり否定しちゃうと、このたたき台そのものができなくなっちゃうので、ぜひこれは、出てきたものに関しては、ある程度。

◆上田孝春議員 誤解しないように。

◆田村繁巳議員 はい、はい。

◆上田孝春議員 誤解しないように、面積は増えてないよ、3,650 m²ですよ、増築部分は。我々が示したのも上がってきたものも。面積が増えて上がったというわけじゃないことだけは誤解がないようにしておかないといけん。

◆田村繁巳議員 面積は上がってないのね、うん。

◆下村佳弘議員 敷地面積はちょっと狭くなった。

◆田村繁巳議員 4階建てから5階になったということ。

◆上田孝春議員 それは建物が狭くなって上に上がったというだけで、そこは誤解がないように。

◆中西照典座長 はい、じゃあ、太田議員。

◆太田 縁議員 はい。1月6日の代表者会でこのお話が出たときに、受託者を決めていく、受託する人を決めていくという話の中で、私はこの設計者の意図、工事内容の概要がいつも出ていましたけども、これだけでは十分意図が伝わらないので、ここのところを了解を得られるのかということを何度もお話していました。そうしたところが、2月の3日の代表者会で契約書、契約書そのものが提示されました。議長の方からこういう内容で契約したというふうに伺いました。それで、設計者の意図を伝えてほしいと言ったのに、それは、この紙1枚、ペーパー1

枚でしたよということを申し上げました。そのときに議長は、自分の判断で契約したと、意図を一生懸命伝えたいけれども伝えきれなかったんだということをおっしゃいました。そこまでも設計者の意図が伝わらない精査というのはあるのかなというふうに私は思っていたんですけども、契約内容を把握されているのかと思ったら、今度は第2号案ですね、業務内容がまったく変わっているわけです、概要内容が。ということは、これ、契約書というのは意味がない。契約することを内容、概要をここの中にきちっと謳っているわけですよね、それとは違うものが出てきた。でも、それは、2号案とは言えないというかね、議長、それで、先程から事務局の方におっしゃいますけど、議長は議長の責任、座長が判断で、議長の判断で契約したというふうにおっしゃったと思いますけれど、そこは確認させていただきませんか。

◆中西照典座長 その部分、そのとおりであります。自分の判断でさせていただいております。

◆太田 縁議員 はい。

◆中西照典座長 うん。

◆太田 縁議員 それで、その判断について何度も申し上げているのは、皆の合意のもとというふうにしているので、しているんですけども、そこで、私たちは契約書を後で、

◆中西照典座長 私の判断はあくまでその判断というのは、何度も言いますように契約でいろいろこちらから提案した内容について、どうするかという判断は、協会側がありますよというところの判断をさせてもらったわけです。

◆太田 縁議員 すいません。でも、この契約内容で今問題になってるこの仕様書の内容ですね、今はそのまま、契約書そのままと言った方がいいかもしれません。それをなぜこの中で精査、皆で話をしなかったのかと。それは今のような。

◆中西照典座長 いや、仕様書の話をしてしましよう。

◆太田 縁議員 はい、仕様書の話です。だから、仕様書の内容を、

◆中西照典座長 話をしましたよ。

◆太田 縁議員 はい。

◆中西照典座長 それで、皆さんで同意を、

◆太田 縁議員 いや、言ったんです。契約されてから見せていただいたんですよ。それで、皆さん合意されたんです。

◆中西照典座長 いやいや、その前に言ったよ。うん。

◆太田 縁議員 契約書を提出していただいたのは2月3日の代表者会なんだけれども、やはりその契約する前に皆さんで合意は得るのが、私は。

◆中西照典座長 そういうことは、言っていましたし、何回も代表者会でもお話ししましたし、それについては時間的な問題もあったし、なぜその協会側に判断を委ねたかということも言ってきたわけです。

◆太田 縁議員 はい。じゃ、ここで示されている契約書仕様書の2ページにある第2号案の概要という、この第2号案の概要というのは、今の時点でどれが概要なんですか。ここに示されている。

◆中西照典座長 皆が思っている、はい、目的、これについての僕は目的のところだと思います

けど、報告書の目的が第2号案の概要として報告書の中の目的のところに第2号案の概要としてこう、やって、その内容に沿ってされたとは思っています。この間の話もこれを基にして、このレポートを作られたものと私は思っていますから。

◆高見則夫議員 議長、それで進行。

◆中西照典座長 では、もう一度元に戻りますけども、このたたき台、上田さんがなんでこんなのが出たかと言われた。やはりこれから検討していただく中のたたき台であり、これはあくまでも上杉議員の言われるように、これを基にして、いろいろな今お話があったようなことがありますんで、これからこれを基にいろいろとこの案は変わっていくんだろーと思います。だから、それ1つのこういうものができて、今、上田議員が、角谷議員さんも言われるように、それを基に言っていたきたいというの、基でありますけども。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 いや、これはね、私は1回改修をしてこの問題は議論をして埋めていく、そう行ってしてほしいな、うん。このたたき台もだいたい分かっておるわけだから、みんな。今からたたき台としてね、

◆高見則夫議員 ちょっと待ってよ。だけどな。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。たたき台としてあれだけでも、たたき台を検討する段階で何も分からんのに検討できんでしょう。分かっているだろうではいけん。お互いに共通認識した上の問題に、共通認識するためには同じ資料でいった方がいいんじゃないの。

◆上田孝春議員 だから、今度検討会するには、これはこれでしていても、白のままで、ここを空けたままでどういったかたちでここをいくかというかたち、概要をどういうふうに行くか、こういったものを1つ1つ出てきたものと議論しながら埋めていってほしいと思います。

◆中西照典座長 どうですか。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ちょっとよく理解、しずらいところもあるんだけど、要するに上田議員は、今ここに出てきた議題というのは、たたき台としては、今ここに出すべきではない。ただ、議員の中に、頭の中にこれが出ている、入っているわけだから、入っておるわけです。新たにここは白紙に出して、例えば、現本庁舎の免震工法というかたちの中で、じゃあ、どうするかということは基本的にはこの委員会の中でも、我々はこのたたき台をそれこそ基として、仮にこれは白紙の分でも出てもこれでそれこそ議論するしかないのかなというふうに思っている。ただ、金額の、さっき申し上げたように、いろんなそれこそ新たな耐震の中での改修とか、そういったものが出ているから、それを要するに積み上げてどこまでするかという話だろうというふうに思うわけなんだけど、それは考えようであって、今出てる、それこそ逆に言えば積み上げる方か、減らす方かという議論の違いぐらいじゃないかなと、私は思うわけです。

◆中西照典座長 ちょっとごめんなさい。すいません。

◆角谷敏男議員 僕が提起しているのは、この受託者として算出することについて、きちっと共通認識と高見さんが言うなら、これを本当に出したものとしてみなさんどうなのかというね、それと、次の議論は別個にせんといけんと思う、上杉さんは先に行っているんだけど。金額のことを言い出したらね、僕前から言っているけど、もう誰もよう計算できないで。

◆上杉栄一議員 だから、金額のことじゃないで。

◆角谷敏男議員 いやいや、ちょっとさっき言葉での、

◆角谷敏男議員 最後まで聞いて。

◆中西照典座長 はい。

◆角谷敏男議員 だから、そっちにそのステップを踏む前に、この成果物をここでどう評価してどう取り扱うかということです。どう評価するかということが、座長がたたき台って言って、なんとか了解を取ろうとするけど、そうはならないと思うだが。また、同じように評価がバラバラだったら何が、たたき台の議論ができないが。僕はこれまでそういうのが往々にしてあったから、うちの会派でも本当に皆が、議員が一緒に共通認識にあってこれに向かっているかというような疑問だって提起されるわけだ。上杉さんが言ったように会長だからまとめんといけんだって、それはそうだよ。ただ、やっぱり全体の認識を深めるという点でこういうふうに公開でもやらないと、私はそれはスピードアップしないといけんというのは分かるんだよ。ただ、もう少し論点を絞ってね、まずこの共通認識をどうするか、これをどうするかというのをまずやっというていかないと、またバラバラになると思うよ、実際に。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 金額の問題で議論をするつもりはありません。

◆角谷敏男議員 いいです。

◆上杉栄一議員 だから、そういうことはいい。だけど、この先の話で、さっき言った必要なものは何が必要なのかということの話であって、ここに出ているやつはそれぞれの分で、言ってみれば上田議員から言えば余計なものを積み上げたかたちの中で数字が挙がっているということ、それから立駐の分は、これはまた今後とも考えないといけんわけけども、だから、これはもうすでに成果品として出ているわけです。これを無視して、それは、無視してその話をするということは、私は我々議会から委託をした分として出た分について、これ最大限、私尊重しないといけないと思っておる。だから、それはお互いにこれは必要か、これは必要でないかというようなことについての私はこれはたたき台でいいというふうに私は思っております。

◆田村繁巳議員 私もこれは1つのたたき台でいいと思います。ここで当然、変わることは当然あるわけですけど、この出てきた報告書を否定してしまうと、このたたき台自体も、またこの検討すること自体が非常に検討できなくなっちゃいますので、私はここをたたき台にしながら1つずつ積み上げていくべきだと。

◆中西照典座長 高見議員、はい。

◆高見則夫議員 はい。さっきも言った、たたき台はこれで私は成果として認めなきゃいけませんけれども、上田さんが言っているように、いわゆる20億を否定したものではないと思いますよ。20億については、そこに疑問があるんだったら、疑問について共通点を見出すということもなければいけません。そういうふうに何にもないのに共通点なんか見出せんわけだ。だから、これから否定する部分が出てくるというふうになると、やっぱりそういうお互いに20億、37億4,000万の共通点、さらには否定、否定と言いましょか、これから切り捨てしなきゃいけない部分も出てくると思うけど、そういうものを、やはりするためにはやっぱりたたき

台というものは非常に必要だと思う。そのための成果ですから、これは当然尊重しなければいけないというふうに思っております。

◆太田 縁議員 すいません。

◆中西照典座長 ちょっと、はい。

◆上田孝春議員 はい。出てきたものをたたき台というけども、私は参考程度と、参考。参考程度。

◆上杉栄一議員 そういう意味か。

◆上田孝春議員 こんなものをたたき台にして、参考になるかならんか、なるものもあればならんもんもあるけどね、うん。参考になるかならんか、たたき台にかかってここに載せたって、これで出てきたものがたたき台というようなかたちでね、ここに上げること自体は私はちょっと納得いかん。理解がつかん。

◆太田 縁議員 議長、すいません。

◆中西照典座長 さっきのことだったらちょっともういいです。

◆太田 縁議員 さっきのことじゃありません。その2号案のことなんですけれども、私が何度も言っているのは。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。もう。

◆太田 縁議員 後戻りじゃなくて、2号案というのはどの案が2号案なんですか、2号案というのは。この住民投票条例の中にも書いてありますね、2号案、以下2号案という、現本庁舎の耐震改修及び一部増築以下2号案というふうに書いてあるんですけれども、2号案、どれを、今の段階でどれを指しておられるんですか。2号案というのは、元々結さんがだされ、今調査をしてもらおうとした契約書にある分が2号案ということ。

◆中西照典座長 私が言っているのは、これの、報告書の報告をもとに第2号案の概要って、これはこれですが。これをしていただいたという。

◆太田 縁議員 概要ではなくて、すいません。その1月6日の資料なんですけれども、その中に調査内容等について、その後ろに鳥取市の庁舎整備に関する住民投票条例試案の中に第2号案というふうに、今言っておられた現庁舎6階建て部分を免震し、先程上田議員が説明された最後のところですね、150台を収用する半地下駐車場を設け、その分に広場を設置する。この案が要するにずっと2号案としてきているわけですかね。今、今日別紙を見せていただくと、2号案は立体となっていますよね。どこでこの2号案というのは、どれが2号案ですかね。

◆中西照典座長 それは概要が示しているところが僕はそう思ってますよ。少なくとも、

◆太田 縁議員 概要が違ってますか。

◆中西照典座長 いや、協会がしているのは、その後のことは、なぜそうなったかというのも確かどっか書いてありましたんで、

◆太田 縁議員 2号案は変わったということですね。

◆中西照典座長 だから、それを見て、変わったというか、それを見てこういうふうに判断したというのはこっちの案です。でも判断は向こうが、これはこの条件の中でこういうふうにしたというのは判断ですから。それをどうやったら、ここで今検討しているところです。

◆太田 緑議員 すいません。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 この今の第2号案を今審議しているわけで、これをそのまま認めるか認めんかという話も出てくるわけです。だから、本来は、半地下ということで出しているんだけど、出たのは立駐になっているわけだから、だから、違うという話でしょう。

◆太田 緑議員 そうです、契約内容のことです。

◆上杉栄一議員 だから、今はまさにそれをたたき台として出しておるんだけど、それを認めていいですか、どうですかということでの議論をしているわけ。

◆太田 緑議員 そうなんですけど、契約内容と変わって、

◆中西照典座長 それをこれからするってこと。

◆上杉栄一議員 まずは契約内容とか、そういったものの議論はやめようよ。もう先に進まないといけん。

◆中西照典座長 はい、じゃあ。

◆下村佳弘議員 はい。これがたたき台でも上田さんの言われる参考でもいいんですけども、問題はやっぱり中身なんですよね、中身。これはやっぱりどう書いたらいいのかというのは問題だと思うんですよ、どう書いたらいいのかというのが。これやっぱりここで延々と協議、議論するわけにはいかんのだから、だからこれは中身の問題はやっぱり各会派で話し合って、どう書いたらいいというのを持ち寄らないといけんじゃないかと思うんですけどね。

◆上杉栄一議員 参考でもいいけど、参考。

◆上田孝春議員 たたき台の参考でも、それはかまわさんのだけど。

◆上田孝春議員 それにしても参考程度ですよ、これ。

◆上杉栄一議員 この中で、せんと。

◆中西照典座長 どちらにしても、いいです、どちらにしても上田さんは参考程度と言われるし、私はしたわけですけど、やはり会派に持ち帰って1つの案をまとめるのに、これは、上田さんは参考程度という、これを全く否定されるのもあれでしょうし、ただ、これから各会派に帰って36人に話をそれぞれ会派でされるときに、全く空欄ということはなかなか難しい、それは参考程度で、こういう議論があったよということででも、やはりこれを基にして、上田さんが言うには、これは参考のもんが出たよというのと、こういう案が出たよという、それは言い方いろいろでしょうけども、違いますか。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 私は、これを参考で出すこと自体はあまり関心せん。

◆上杉栄一議員 これを出す。

◆上田孝春議員 うん、これを皆に。まだこれから議論していかないといけん問題だ。

◆高見則夫議員 これは議論する上で確かに今のような議論の問題があるけども、こないだ成果品ときたわけだな、37億。契約してこういう成果品が出てきたわけですから、これを皆に知らせないといけんのですよ、皆に。だから、そのためにはやはり持ち帰ってやっぱりこういうものが出たということについては共通認識した方がいいと思う。

◆上田孝春議員 ちょっといいか。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 37億というのは、これは皆が知っとるで。知っとるけども、これ出したらもうまさにこれは案だと思われますよ、誰も。

◆下村佳弘議員 案じゃないってことは、

◆上田孝春議員 参考というか、案だと思いますよ。

◆下村佳弘議員 いや、上田さんが会派で説明され、今日のやつをね。

◆上田孝春議員 いやいや、誰しも皆そう思いますよ。だから、これは出されん。

◆角谷敏男議員 持ち帰ると言っても、論点をきちんとしておかんといけんということで、さっきからずっと言っとるけど、いろいろ考え方ばらばらなんだよな、実際問題。だから、もう一遍言うけど、積算の算出が、これをどういうふうに受け止めるのかというのははっきりさせておかないと、そりゃあ持ち帰ったって、いやいやこうです、こうですというようなことで、また一緒になると思うんです。少なくともこれは僕のこれは意見だけど、それはもうこれは頼んだ、依頼したようなものになってないということをはっきりさせとかんといけんですよ。事務局の方もそういうふう発言を最初したんだけど、またちょっと言い変わっていったんだけど、やっぱり頼んだものはきちんとしたものはできてないということを出てない。その上でどうするかということだね。

◆中西照典座長 また元に帰って、その、

◆高見則夫議員 これを挙げてもらわないといけん。それは確かに今のさっきの仕様書のとおりになっておらんというふうなことをちょっと話も聞いたんだけど。だから、そんなことは、せっかく審査出して成果品をやった段階でね、それは間違っていたと、我々は受けられんというようなことは、市民の皆さんに許されることですか。ちゃんと経費使ってやっとなわけ、それでやっぱりこれを参考にして、これからの参考にした料金の中に入れるべきだと思いますよ。

◆角谷敏男議員 ちょっと高見さんに聞きたいんだけど、受けられないということはどういう意味ですか。

◆高見則夫議員 さっき仕様書の中で、仕様書のとおりになっておらんというようなことが仮にあったということになれば、そういうものについては、これ、いわゆる現状のものと比較対象しながら取捨選択しようというふうな方向でいっているわけですから、だから、その辺を市民の皆さんがたにご理解をいただかんといけんじゃないかということですよ。

◆角谷敏男議員 ちょっとね、議長、結局ね、共通認識にまだなってないんですよ、結局ね。だから、仕様書のとおりになったらんようだったらというのは、だったらじゃなくて、仕様書として何を出したのか、2号案と工事費の概算を積算してくれと言って出したわけでしょう。それがなっているかどうかと、こっちが依頼したことははっきりしているわけですから、内容は。それで、それが帰ってきているんだけど、そういうふうになっているかどうかということ共通認識しないと、いくら会派に持ち帰ったって、次の議論に進むみたいな話も出てくるし、私はその先は何も言ってないですよ、受け付けるな、なんていって、これは。だから、そちらの方をきちんと僕はしておらないといけん。座長がそういうふう論点をきちっと整理してほしいということを行っているんだ。

◆中西照典座長 私が言っているのは、報告書がありますよね、この帰ってきた、報告書の目的や経緯や、それからいろいろそれぞれ書いてあります。こないだ説明を受けました。このことについて改めてそれぞれの会長にお聞きするんですが、このことについて我々は依頼していると思うんですけどね、その点のところは、この成果品の我々がお願いしたこととよっぽど違うのか、あるいはもうこれが1つの成果品であるというふうに、そういうふうに思われるかどうかですね。つまりよっぽどというのは、今、上田さんの言っておられたようなことがあるんで言っているんであって、私個人としては、こちらがお願いしたことは帰ってきていると。ただ、それは向こうのいろいろな判断があるわけで、先程言われたようなそれぞれの思いの中でやはり出てきたものについてのその吟味はここでしょうというふうに僕はなっているんだろうと思いますけど、上杉さん、どうですか。

◆上杉栄一議員 お願いしたのと違うと言うのは、立体駐車場かなというふうには思っております。あとのものについては、結局積み上げた金額、あるいはこの年次計画の中でやっているエレベーターとかそういったものを挙げてきて、膨らんだという格好になりますんで、大きな我々がお願いしたものと違っているのは、要するに立駐がお願いした分と違っていると。あとは、確かにそれは4階が5階になったというようなこともありますけれども、基本的にはお願いした分とそんなに大差はないというふうに思っております。

◆中西照典座長 高見議員、はい。

◆高見則夫議員 ここで超過になっているのは、例の4階建てが5階第2庁舎、5階になったというのが響いていると思う。さらには、駐車場の問題が150台収容が5階かな、4階かな、になったというようなこと。さらには、いわゆる耐震改修が計画されておった今まで、そのものが中に入ったというようなことがあるわけで、そういうものが条項のものになっておると思いますから、その辺の考え方を整合しながら、今出ているものと取捨選択をすべきじゃないかなと思っております。

◆中西照典座長 上田さん。

◆上田孝春議員 私は言ったように、契約内容和我々の方の示しとったものと違うものが挙がってきていると、内容がね、そのことだけ申し上げます。

◆中西照典座長 この報告書については違うものというけど、これを1つのこういう話の中で案にするという、上田さん、参考かしらん、そういう1つの議論の中心に据えて行くっていうなり、それはどうですか。

◆上田孝春議員 中心に。

◆中西照典座長 これも、

◆上田孝春議員 中心にはならんわ。中心にはならんで。

◆中西照典座長 中心と言うか、これからはたたき台にしているわけですけども、参考でもいいですよ、1つの議論の、何と言うのか、所見にすると言うかね、そういう意味にはどうなんですか。

◆上田孝春議員 議論というか。

◆中西照典座長 でも、議論するには何かがないとしていけないんで、ずっと私は思ってこうい

うふうにしたいと。

◆上田孝春議員 返って違うところがよく分かっていい、悪いところが。

◆高見則夫議員 しましょうか。

◆中西照典座長 はい。だから、それにしても、その案としては上田さん流に言うと、そういう対にはいいところが挙がっていいというにしても、1つの寄り所ではあるわけじゃないですか。

◆上田孝春議員 中心ではないですよ。

◆中西照典座長 中心じゃないけども、議論の1つの、するきっかけになるものであること。

◆上田孝春議員 ごつついなあ。これから何回か出てくるでしょうから。

◆中西照典座長 そうそう。うん。

◆上田孝春議員 だから、中心とかそういうものじゃない。

◆田村繁巳議員 だから、先程から契約内容のことを言われておりますけど、それは、それで一理あると思いますし、調査内容の部分においては、そのとおりで挙がっている、調査内容はしっかりされている。それで、大きくやっぱ違うのは、先程言った半地下の部分ですね、ここがもう大きく違って150台をどうするのかというのがこれからの議論になってくるんですけど、150台必要なのか、必要じゃないとか、平地、立体駐車場じゃなしに現在の駐車場とか、そういうところが一番大きく違うところだなと。基本的にはできている。

◆中西照典座長 じゃ、それを捉えて両方考えたものを大幅に言っていたらいい。

◆角谷敏男議員 奇しくも、これは、玉井さんがその報告書の初めの部分の空欄に書いておられるんだけど、しかし、その調査期間が約1ヶ月近く云々ということを書いて、さっきも言われたその対案の問題点を探すんじゃないと、対案が実現するための成果品、計画通りそれについて検討したと、特に機能については困難を極めたということで。それで、ちょっと中抜きしますけど、当然、その精度にはまだ幅があることは言うまでもないと、しかし、できるだけ把握することに努めたということをおっしゃって、工事費のことも、説明の中で設計業務が終わってないのにできないと、設計業務が終わってないのでできない、確かにそうかもしれんけど、だから、類似の庁舎とは何ですか。それから、他の庁舎の建築、第3庁舎などの新築、増築部分か、その辺のところはどこから引っ張り出してきたんか知りたいということで、これは、事務局を通してまだ依頼中なのかどうか分からないけど、そういう全体を見ると、参考という言葉が出ているんだけど、本当に、これ、金額が設定できるの。常々思っている。

前から言っているけど、専門家がうちらはおらんわけだから、そう言って出したわけだ。それで、出したらこれまで20億とその37億が出たんだけど、これで、どこをどういうふうに参加にするんですかということなんですよ。だから、私も、これ、議長が参考にたたき台にと議論を進めたいと言うんだけど、これ、なんぼ項目設定をしたって、これ、金額の項目もそうだけど、我々がこれは市民に責任を持って説明できるのかなということで、私は、ちょっとそこで止まっているんです、実際問題。だから、まず、さっきから言っていた、これは、出したものじゃないという認識であればね、認識であれば、また次の議論もどうするかということになるでしょう。その先を言うとまた誤解を生みますから、そういうことですわ、実際問題。

◆中西照典座長 はい。ですから、一応、皆さんがありますように、これ、返ってきたその報告書についてはそれぞれ思いはありますが、これを1つの寄り所とすると言うか、そのことについては。

◆上杉栄一議員 うん、見せないといけません。

◆中西照典座長 うん、でしょう。

◆高見則夫議員 そうしましょう。

◆角谷敏男議員 言葉のあやってというのは、議長、言葉のあやって、寄り所にするっていうとね、そこに意図してという話になってきてね。

◆中西照典座長 だけど、言葉のあやって言われるけども、まとめようがないですよ。

() これね、これ、やっぱり参考資料として、参考資料。

◆角谷敏男議員 1資料だっていうのに。

◆上杉栄一議員 1資料と言え、300万も400万も出して委託したものが、

◆角谷敏男議員 いやいや。説明できるものは返ってくれば説明できるよ、そりゃ、金額が。

◆上杉栄一議員 少なくとも言ったように、37億という数字は、これはもう、これでできますよというかたちのものが上がっているわけだ、これは市民には話はできる。だけど、20億っていう数字が市民に話のできる数字じゃないっていうことは、これは明らかなわけでしょう。だからこそ今、委託に出して出てきた数字だと。それは確かにいろんな契約の問題であるけれども、少なくともこの37億っていうのは、これは、市民に説明責任のできる、説明のできる数字だってことは、これは明らかなんですね。ただ、これがまだ下がるのか、上がるのかっていうのは、こないだ玉井先生も言っていたけども、それは分かりませんということ。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 20億に対して、それなら専門家に来てもらって、この会で、説明させますよ、来てもらいますよ、そういったことがあるんなら。説明をして、むしろ聞いてもらいたいということ。それと、私は提案したものが1つのたたき台になったわけだ。あれをどんどん、あれを中心にして行くにしたら対案を、対案を。むしろあれを対案としてどういうふうにあれに肉付けをしていくかというのが本来の在るべき姿だ、これを参考にしながら。

◆中西照典座長 それ、何回も言うように、上田さんが言われると、僕はそれをたたき台にしてもこれだと私は思っている。だから、それなぜ変わってきたかということも、ここに書いてあるんで、それで、それから言われるように、市民に説明できない。やはりどなたもこの資料を見て納得できるっていうことはたくさんの言葉がありますので、それは完璧に説明できるようにしておいて、そこまでの資料を、何時だか言っておられたように、まず、大まかなというところに来ていますので、それをなかなか、全てこれの中で市民のかたにできると、教授も言われているようにたくさんの要素を含んでいますので、なかなかこのレポートで全てできるっていうことは、まずそれは誰もできないんだろうと思います。それだけど、時間とそれだけの、あれしてないんで、それは私のあれで。何でも急ぐと言われますけど、これは上田さんが心配されるのは、これをたたき台なり、参考として出すとこれが一人歩きするということですね。

◆上田孝春議員 もう、それが中心になりますよ。気持ちを動かすよ。

- ◆中西照典座長 そのことを非常に危惧されているわけです。じゃ、このことについては、ちょっとどう諮れば。はい、高見さん。
- ◆高見則夫議員 はい。今の20億でできるのかっていうことがあって、何回も言うけれども、7の合意で精査に出したということになるんですね。そうすると、それによって肉付けが付いて今回きているわけですから、この対案について。けれども、ただ、上田さんが言うようにでは、ヒアリングしなかったということが肉付けの理由になっておらんということが再三言われておるわけですから、だから、その問題があるとすれば、今、出た成果品をそのようにして自分の思いとどうなのかっていうことが、これから議論の中でやっていけばいいんじゃないですか。それをいつまでも原点に止まると、先に行かん。
- ◆上田孝春議員 いや、止まっていない。それで、上がってきたものが我々は何回も契約のところに戻ってくる、概要に戻ってくるという、あの概要と違うものだったでしょうがな、そこに問題があるんだ。
- ◆高見則夫議員 だから、その部分を、
- ◆上田孝春議員 そこに問題が。
- ◆高見則夫議員 だから、その部分を肉付けの何を検討するのはそこでしょうがな、我々がこれからするって言うのは、そこですがな、それ以外に何があるんですか。
- ◆上田孝春議員 私が思うに今日はこれ以上言わんけどね。全く我々が業務委託した内容と違うものが入ってきているんでね。仮に、駐車場だけの問題を言っているけど、駐車場はたいした問題じゃなくして、こっちの本庁舎の免震の改修を思っても、全く違うもんが上がっているだろうが。それと、増築部分も坪117万みたいな数字が上がってきて、これを理解せえという方が無理ですよ。我々が求めてきたものと全く違いますよ。そこだよ、問題は。
- ◆高見則夫議員 だから、それが問題ですからね、だからそういう問題だから、それを我々がこれから協議すればいいんじゃないですか。これをいけんと否定しているわけじゃないですからね。
- ◆中西照典座長 今日出しましたこの、かなり上田さんの言われるところから、それぞれの会派の思いが違うようですけど、この資料についての今日の扱いについて、上杉さんから一言思うように言ってください。
- ◆上杉栄一議員 この1号案2号案の、次の検討会でこれどうするかの話になるわけであろうけれども、もう1ぺん、上田さんから言うと、改めてここを空白にして、1からずっとその本庁体制まで、ここまで出してくれということなんだけれども、金額は別として、金額は。例えば、だから、その本付け、本庁舎の免震工法、この辺はそれはそのままであるわけだし、だから、立体駐車場という部分はこれが違うところだなあ。それから概算工事費についてはさっき言うように、これは参考だから載せないという、たぶんことだろうというふうに思う。それで、これを踏まえ、言ってみれば、次の検討委員会で、ここの委員会で持ち帰りになってやる、持ち帰りなしに、いや、今ここの分は、改めて1つずつ精査していくという方向で積み上げていくという方向、今の話し合いの中からすると、それしかないのかなという気がする。
- ◆中西照典座長 いや。はい。いいですか、ちょっと。

◆上杉栄一議員 はい、いいよ。

◆中西照典座長 今言われるように、今のこの委員会でこう出している中で、ここはだめだ、空白にしないで、ここは、というのが1つずつ比較項目をして行ってもいいですか。

() うん。

◆中西照典座長 まず、そのようにさせていただきます。では、まず概要のところですね、ちょっと事務局、概要のところをお願いします。

○田中利明市議会事務局次長 それでは説明させていただきます。1号案の方でございますけども、鳥取市の基本計画に基づいたものとしております。第2号案は県の建築士事務所協会の報告書に基づいて記述しているものであります。一応両方の資料等詳細膨大なものでありますけども、それぞれの比較項目につきまして、できるだけ分かりやすいように記述したつもりであります。それでは説明させていただきます。概要でございますけど、1号案は、

◆上田孝春議員 1号案。

○田中利明市議会事務局次長 よろしいですか。

◆上田孝春議員 これの2号案の項目ということですか。

◆中西照典座長 じゃ、いいですか。じゃ、2号案に、はい。

○田中利明市議会事務局次長 はい。2号案についてでございます。概要、現本庁舎の6階建て部分は、

◆上田孝春議員 いいわ。

○田中利明市議会事務局次長 いい。

◆上田孝春議員 読まんでも。

○田中利明市議会事務局次長 読まなくてもよろしい。

◆上田孝春議員 時間がないが。

○田中利明市議会事務局次長 それで1つ、設備棟、2番目のポチのところに設備棟、ここに広場って書いてある、報告書では新エネルギー棟って書いてありましたけれども、一般的にはないので設備棟としております。以上です、概要はですね。

◆中西照典座長 では、ちょっと上田さんの方から提案がありますので、上田さん、それを説明してください。

◆上田孝春議員 ここの抜く部分。

() 抜く部分、

◆上田孝春議員 抜く部分ね、概要のところ、2番目。

◆田村繁巳議員 2番目、はい。

◆上田孝春議員 3番目、これ抜く。それから駐車場、これ抜く、構成費抜く。

() 工期だから、これは。

◆上田孝春議員 うん。だから、この概要、現本庁舎の2階及び新たな自家発電、これも抜く。

◆上杉栄一議員 えっ、2階部分、これ。

◆上田孝春議員 取り壊せえよ、取り壊せえよ。新たな駐車場、自家発電、これは、

◆中西照典座長 それ以下。

◆上田孝春議員 うん、とっておく。

◆中西照典座長 その下も、

◆上田孝春議員 広場の下。

◆中西照典座長 広場等もそれも全部。

◆上田孝春議員 この立体駐車場。

◆中西照典座長 ちょっと待ってくださいよ。2回目の新たに自家発電からこの最後までを抜くんですね。はい。

◆上田孝春議員 それから、次の敷地内5階建ての第2庁舎を増築する。これ5階かどんなかまだはつきりできていないから、ここは。

◆高見則夫議員 増築か。第2庁舎は増築と。

◆上田孝春議員 増築。

◆高見則夫議員 はい。

◆上田孝春議員 それと、いいか。

◆高見則夫議員 はい、分かりました。

◆上田孝春議員 駐車場、立体これ。それから金額、工事費、工期。

() 工期も。

◆上田孝春議員 工期もこれ。それから、おのずから工事費が変わってくるから、下のこの辺は、あれは、2つかな。

◆角谷敏男議員 あと2つだ。財源と実質返済額。

◆上田孝春議員 その辺もやっぱりちょっと変わってくるからね。

◆中西照典座長 そうですね、財源。財源の明細は同じところは抜くんだけど、一応合併特例を使ったり、労災対策費、この辺は金額以外は残しておいてもいいということですね。はい。事務局は分かりましたか。

○中村英夫市議会事務局長 はい。

◆中西照典座長 確認をちょっとしてください。

○田中利明市議会事務局次長 確認させてください。2番の一番初めのポチのところは残す。

◆中西照典座長 はい、1行目はね。

○田中利明市議会事務局次長 そして、2番目のポチは現本庁舎の2階建て部分は取り壊す。それで、その次は敷地内に地上〇階建てにしましょうか。空白、空欄で、建ての新第2庁舎を増築する。

◆中西照典座長 〇階建てでいいですか、皆さん。敷地内に地上〇階建ての、ここに第2庁舎はいるんだから、だから、〇階建ての。

○田中利明市議会事務局次長 地上何階というのは、そこ空欄みたいな、ブランクみたいな格好で。

◆中西照典座長 ブランクで、増築するで終わるわけですね。

○田中利明市議会事務局次長 そうです。それでおしまいと。であります。それで、位置はそこに書いてあるとおり、延べ床面積は3,673でよろしいですか。

◆上田孝春議員 これはおかしいな。

○田中利明市議会事務局次長 おかしいですか。3,500 です。

◆上田孝春議員 3,650 で最初載っていた。

○田中利明市議会事務局次長 はい。3,650 ですね。ちょっと増えていますが。

◆上田孝春議員 増えた。

○田中利明市議会事務局次長 はい。これもブランクにしましょうか。

◆上田孝春議員 はい。

○田中利明市議会事務局次長 ブランク。

◆角谷敏男議員 23 m²違う。

○田中利明市議会事務局次長 次は両方とも免震工法はそのまま、駐車場はブランク、全部ブランクですね。

◆中西照典座長 158 台も。

○田中利明市議会事務局次長 です、はい。全部ブランクでよろしいですか、とりあえず。はい。それと建設費概算も全部ブランク。工期も全部ブランク。それで、財源のところはその項目だけで、何とか債とか補助金とか入れるけど、金額はブランクにしていくということです。実質返済額は同じです。1つ、その参考のところでありますけども、ちょっと読み上げます。建設費はあくまでも概算であり、今後、設計段階で精査されます。これ問題ないと思います。次、建設費の範囲は庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮庁舎、仮駐車場等の経費は含まれていません。ということです。両案とも耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。次、第1号案の建築費概算は、これは免震構造とした場合で算出している。これ10番のことです。それで、第2号案では着工に先立ち、文化財調査が必要となります。ということで入れております。以上です。

◆中西照典座長 結局、このようになりましたから、やはりこれが表に出ると、この数字と内容で決まったような錯覚を受けるんじゃないかという、これが一番大きな要因のようであります。このことについては、今日はこの案は一応皆さまの手元から出ないようにしてください。

◆上田孝春議員 はっきり出とるが。

() 出ている、出ている。

◆中西照典座長 じゃ。

◆上田孝春議員 回収。回収。

() 回収資料だよ。

◆中西照典座長 出ているものについては、

◆上田孝春議員 回収。

◆中西照典座長 一応すいませんけども、回収して、持って帰られたかたがいらっしゃるかも分かりませんが、今日のこの議論の主旨に沿って、やはりここで。

◆角谷敏男議員 回収か。

◆中西照典座長 一応回収していただくということで、参加者の皆さん、傍聴の皆さんよろしくお願ひします。それで、次は3月9日の金曜日であります。今の案を、案というのは、このま

ま関連情報のこの案を、これを作っていかななくてはなりません。我々のこれが検討会の使命でありますので、そのことについて詳細に話が進められるようにしていただきたいと思います。特に金額あるいは公報、それぞれのところがあります。この成果品を受け継いだ方のかたもよく読んでいただいて、その中で議論をしていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。

◆角谷敏男議員 議長、1つ。

◆中西照典座長 はい、角谷さん。

◆角谷敏男議員 今日、ちょっと本会議でも質問したり、そういう趣旨もあったと思うんだけど、市報だの広報の扱いというのは、ここに先議にもあって議論せんといけんじゃないかなと私は思っております。だから、今日はまた関連情報だけ使えば、どうなるのかなと思ったりして、その辺もちょっと議論してほしいと、そういうことです。

◆中西照典座長 それはまた皆さんで検討していただくということで。

◆角谷敏男議員 今日までするとは言いませんけども、ここで、今議論しているんだから。

◆中西照典座長 はい。今日は、
() 次回。

◆中西照典座長 いいですね、閉めさせていただいて、

○中村英夫市議会事務局長 次回は。

◆上杉栄一議員 何時から。

○中村英夫市議会事務局長 9日の午後から。

() 時間は、

○中村英夫市議会事務局長 委員会が9日ございますので、

◆上田孝春議員 午後だけしかない。

○中村英夫市議会事務局長 午後だけということで、とりあえずは。

() はい。

○中村英夫市議会事務局長

またよろしくをお願いします。

◆上田孝春議員 8日は、8、9だから済むわ。

◆高見則夫議員 いやいやいや、だから。

◆上田孝春議員 いやいや、午後ということに。

◆中西照典座長 はい。今言われたように、それぞれ委員会の都合がありますので、午後ということにさせていただいて。

◆上田孝春議員 午後1時か。

◆中西照典座長 いやいや、それは分かりませんから。

◆上田孝春議員 だいたい、また傍聴の人があるから。

◆中西照典座長 いや、これはその後もということでしたので。

◆上田孝春議員 午前中だと思うで。

◆中西照典座長 うん。じゃあ、これで閉じさせていただいてよろしいですか。

() はい。

◆**中西照典座長** では、これを持ちまして、鳥取市庁舎の整備に関する住民投票条例検討会第9回を終わらせていただきます。

() はい、お疲れ様でした。